

令和7年度 香川県後期高齢者医療広域連合医療費分析業務及び
ジェネリック（後発）医薬品差額通知作成等業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

医療費分析業務は、香川県後期高齢者医療広域連合（以下、「委託者」という。）が保有する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下、「レセプト」という。）のデータを分析することで、香川県後期高齢者医療広域連合第3期データヘルス計画（以下「データヘルス計画」という。）の達成状況の評価を検証し、被保険者の健康増進に資する効果的な保健事業につなげていくことを目的とする。また、ジェネリック（後発）医薬品差額通知作成等業務は、現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、被保険者の本人負担額がどれくらい軽減されるかを通知し、ジェネリック医薬品の利用促進を図ることを目的とする。

医療費分析業務及びジェネリック（後発）医薬品差額通知作成等業務を効果的かつ効率的に実施する受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 業務内容

別紙「令和7年度香川県後期高齢者医療広域連合医療費分析業務及びジェネリック（後発）医薬品差額通知作成等業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約上限金額

契約上限金額 13,640,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 国税（法人税、個人にあたっては所得税・消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税）

及び市（区）町村税を滞納していない者であること。

- (6) 個人情報保護対策の客観的評価のため、この業務を受託するにあたってはプライバシーマーク等を取得しており、契約期間に使用できる事業者であること。又はその間に更新予定の事業者であること。
- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、令和4年度から令和6年度までの過去3年度において、この業務委託と同種、同規模以上の業務の実績（2件以上）を有する者。
- (8) 各都道府県又は各市町村のいずれかにおいて、競争入札参加資格を有していること。

4 日程

事業者選定までの日程は、次のとおりとする。

内 容	日 程
募集開始日 (質問受付及び企画提案書等受付開始日)	令和7年5月 1日 (木)
質問等の締切	令和7年5月14日 (水)
参加表明書提出締切	令和7年5月15日 (木)
質問に対する回答	令和7年5月19日 (月)
企画提案書提出締切	令和7年5月23日 (金)
第一次審査結果通知	令和7年5月27日 (火)
第二次審査 (プレゼンテーション)	令和7年6月 3日 (火) 予定
第二次審査結果通知	令和7年6月 5日 (木)

※変更がある場合があります。その場合は事前に通知します。

5 参加手続

- (1) 提出先及び問い合わせ先

〒760-0066

香川県高松市福岡町二丁目3番2号 香川県自治会館2階

香川県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課保健事業グループ 木下

電話番号：087-811-1866 FAX：087-811-1865

電子メール：hoken-jigyo@kagawa-kouiki.jp

- (2) 参加表明書の提出期限及び提出方法

①提出書類：参加表明書（様式第1号）

②提出期限：令和7年5月15日（木）午後5時まで

③提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（提出期限までに必着のこと）

④注意事項：

ア 提出期限を過ぎて到達したものは無効とする。

イ 参加申込後に参加を辞退する場合は、令和7年5月23日（金）午後5時までに

辞退届（様式第2号）を持参又は郵送で提出すること。

ウ 参加に必要な資格を有するか審査を行うものとする。なお、提出した書類について広域連合から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（3）企画提案書等の提出期限及び提出方法

①提出書類：

ア 企画提案書（様式任意）【正本1部、副本6部】補足資料がある場合も同様とする。
※記載内容については、実施体制、スケジュール、通知書の様式、通知対象者の選定方法、効果分析等について、明記のこと。イメージ図等を用いるなど、極力わかりやすい表現で記載すること。

※サイズは、A4版とし、左綴じ、ページ番号を紙面下部へ記載すること。

イ 企業概要書（既存のもの）1部

ウ 業務実績書（様式第3号）【正本1部、副本6部】

※同種の業務委託契約書の写し又は、契約締結の実績が確認できる写しを添付すること。

※令和4年度から令和6年度の間における業務実績書の契約件数の記載は、各年度3件までとする。

※医療費分析業務とジェネリック（後発）医薬品差額通知作成等業務それぞれで提出すること。

エ 見積書（様式任意）【正本1部、副本6部】

※宛先は、「広域連合長 大西秀人」とすること。

※業務内容（項目）ごとにかかる数量及び単価を明らかにすること。

※内訳は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記入のこと。

②提出期限：令和7年5月23日（金）午後5時まで

③提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（提出期限までに必着）

④プレゼンテーション日時通知：令和7年5月27日（火）に電子メールにて通知する。

⑤注意事項：

ア 提出期限を過ぎて到達したものは無効とする。

イ 企画提案書の正本には全て代表者印、見積書の正本には、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。提出書類の副本には、社名及び社名を類推させるロゴなどを一切記載しないこと。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

エ 提出する企画提案書等に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。

オ 広域連合が提示した資料や本プロポーザルにおいて、知り得た情報を第三者に漏えいすること、広域連合の許可なく本業務以外に使用又は公表等を行うことを禁止する。

カ 提出された企画提案書等は広域連合内で複写、配布する場合がある。

キ 提出された書類は、この業務以外に提案者に無断で使用しないが、香川県後期高

齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年4月1日条例第18号）の規定に基づき、情報公開の請求があった場合に、情報公開の対象となることがある。

ク 応募者が4者以上の場合、広域連合で実績と企画提案書等による一次選考を行い、3者を選定する。一次選考結果は電子メールにて通知する。

ケ 企画提案書等の作成、提出、及び本プロポーザルへの参加等に関する経費は、参加者の負担とする。

（4）募集要領等の配布

以下の書類を広域連合のホームページ（<http://kagawa-kouiki.jp/>）からダウンロードし、使用すること。

①令和7年度香川県後期高齢者医療広域連合医療費分析業務及びジェネリック（後発）

医薬品差額通知作成等業務に係る公募型プロポーザル募集要領

②令和7年度香川県後期高齢者医療広域連合医療費分析業務及びジェネリック（後発）

医薬品差額通知作成等業務委託仕様書

③参加表明書（様式第1号）

④辞退届（様式第2号）

⑤業務実績書（様式第3号）

⑥質問書（様式第4号）

6 質問・回答

公募型プロポーザルに参加するに当たり、質問事項が発生した場合は、次のとおり質問書を提出すること。

（1）受付期間：公募開始日～令和7年5月14日（水）午後5時必着

（2）質問方法：質問書（様式第4号）により行うこととし、電子メールにより随時受付を行う。提出先は「5 参加手続」に記載されたメールアドレスとする。上記の方法のみ可能とし、業務担当課へ直接質問することは認めない。

（3）回答日：令和7年5月19日（月）

（4）回答方法：提出された質問及び回答を1つにまとめ、電子メールにて、参加資格のある全事業者に送付する。なお、質問した事業者名は公表しない。また、電話等による問い合わせには応じないので留意すること。なお送付先は、参加表明書（様式等第1号）に記載された担当者のメールアドレスとし、質問の内容によっては事業所選定に公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わないことがある。

7 評価方法等

提出された企画提案書等について、審査（プレゼンテーション）を実施し、評価点を算出し、受託候補事業者を選定する。評価に当たっては、下表のとおり総合評価点を算出する。

(1) 審査内容と各評価点

項目	審査内容	点数配分
実施体制点A	【同種業務の実績】 ・本業務と同様の業務の豊富な実績	10点
	【業務実施体制】 ・実績に基づく専門的知識や実務経験 ・業務を実施する人員配置や実施体制 ・トラブル発生時の迅速な対応 ・I SMS 認証又はプライバシーマークの有無 ・業務履行中及び業務終了後のデータの管理体制	10点
提案内容点B	・香川県後期高齢者と全国との比較による医療費の見える化手法の提案	20点
	・香川県後期高齢者の医療費、医療費増加が全国を上回る場合の要因分析手法の提案	10点
	【医療費分析業務】 ・香川県後期高齢者の医療費、医療費増加要因を評価するための因子、データの洗い出し手法の提案	10点
	・第3期データヘルス計画の評価、検証方法	20点
	・納品までの適切なスケジュール管理	5点
提案内容点C	・効果検証の方法、分析	10点
	【ジェネリック(後発)医薬品差額通知作成等業務】 ・納品までの適切なスケジュール管理	5点
総合評価点D	実施体制点A及び提案内容点B、Cの合計点	100点

(2) プレゼンテーション

①実施方法

企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを実施する。

②実施日：令和7年6月3日（火）予定

③プレゼンテーションの時間は、説明20分以内、質疑応答10分程度を予定している。

（準備撤収は各5分以内とし、プレゼンテーションの時間には含めない）

④説明内容は、企画提案書を基に説明すること。

- ⑤プレゼンターは、本業務の担当者を含めた3名以内とすること。
- ⑥パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、提案者側において用意すること。この際、あらかじめ前日までに広域連合担当者に連絡し了解を得ること。
- ⑦プレゼンテーション時に追加資料を用いることは認めない。企画提案書の語句、数字等の簡易な修正はプレゼンテーション時に説明すること。

(3) 受託候補事業者の決定

- ①審査員全員の評価点を合計し、総合評価点の合計が最も高い者を受託候補事業者とする。
- ②総合評価点の合計が最も高い者が2者以上ある場合は、7(1)の表 企画内容点の合計点が高い者を選定する。なお、企画内容点が同点の場合、見積書記載額で比較し、安価な者を選定する。さらに見積書記載額も同額の場合、再度審査を行い、最も安価な者を選定する。
- ③受託候補事業者決定後、不測の事態が生じた場合には、次点の総合評価点の合計が高い者を受託候補事業者とする。

(4) 選定結果の通知

- ①選定結果通知日：令和7年6月5日（木）
- ②参加表明書（様式第1号）に記載された担当者宛てに電子メールにて通知する。なお、選考の理由、結果に対する問合せ及び異議については、一切応じない。

8 失格事項

参加者が次に掲げるいずれかの項目に該当することとなった場合は失格とする。

- (1) 選定結果通知までに提案者が公募型プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が委託料上限額を上回る場合
- (3) 期限内に提出書類が提出されなかった場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 総合評価点数が5割に満たない場合
- (10) 本事業について2案以上の提案をした場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

9 契約の締結等

事業内容、契約金額等について協議した上、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとする。

- (1) 契約の相手方を決定したときには、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。契約書を作成する場合において、まず、受託者が契約書に記名押印後、契約書を広域連合に送付し、広域連合が記名押印するものとする。広域連合が記名押印後、当該契約書の1通を受託者に送付するものとする。広域連合が受託者とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、香川県後期高齢者医療広域連合財務規則第95条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (4) 契約書作成に要する一切の費用は受託者の負担とする。
- (5) 受託候補事業者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、総合評価点の合計点が次点の者を契約交渉の相手方とする。
- (6) 本要領に定めのない事項については、別途協議の上、決定する。